

第46回 危険業務従事者叙勲



瑞宝単光章 (消防功労)

元・厚木市消防司令長
伊従修平さん(69歳、田代)

※受章日現在の年齢を記載しています。

元・厚木市消防司令長の伊従修平さんが、瑞宝単光章の栄に輝きました。

伊従さんは、昭和54年に厚木市に入庁。平成21年から同市北消防署警備第二課長、その後、同消防署小鮎分署長を務めるなど、44年の長きにわたり消防業務に尽力されました。

受章に当たり伊従さんは「予防業務や消防無線のデジタル化など、忙しくも充実した日々を過ごしました。これもひとえに皆様の長年にわたるご指導ご支援の賜と深く感謝申し上げます。また、家族も口には出しませんが心配をかけたと思います。職務を理解して支えてくれたことに感謝しています」と話されました。



伊従さん

人権擁護委員に2人の方が 法務大臣から委嘱されました

偏見や差別、いじめなどの相談に応じる人権擁護委員に、大矢直和さん(再任)、染矢智美さん(新任)が7月1日付で法務大臣から委嘱されました。

町には、5人の人権擁護委員がおり、人権相談のほか、人権への理解を深めるため啓発活動を行っています。

● 町の人権擁護委員

- 中村 功さん(中津)
- 引木和子さん(中津)
- 野口博史さん(田代)
- 大矢直和さん(角田)
- 染矢智美さん(半原)

問 デジタル・協働推進課 協働推進班
☎(内線)3242



大矢さん



染矢さん

お祭りの季節！ 問 デジタル・協働推進課 協働推進班 ☎(内線)3242 各行政区の盆踊りなどのスケジュール

天候などにより、中止・変更(順延)となる場合があります。詳しくは各行政区(自治会)へお問い合わせください。

川北区	8月15日(土) 川北青少年広場	上熊坂区	10月11日(日) 上熊坂児童館、上熊坂公園	桜台団地区	7月26日(日) 桜台団地公民館
宮本区	未定 半原神社境内			春日台区	7月18日(土) プロムナード・春日台会館前
原臼区	8月15日(土) 半原小学校校庭	熊坂区	9月12日(土) 熊坂児童館		
両向区	8月15日(土) 両向区児童公園	下谷八菅山区	9月12日(土) 下谷青少年広場		
細野区	8月15日(土) 中細野児童公園	二井坂区	7月18日(土) 二井坂児童館		
田代区	8月 1日(土) 田代小学校校庭	桜台区	7月11日(土) 桜台青少年広場		
角田区	7月25日(土) 角田児童館	半縄区	7月18日(土) 半縄公民館		
三増区	7月25日(土) 三増児童館広場	坂本区	7月11日(土) 坂本児童館		
箕輪区	7月25日(土) 下箕輪農村公園	六倉区	7月11日(土) 六倉児童館		
小沢区	8月 1日(土) 小沢児童館	大塚区	8月 1日(土) 大塚児童館		



7月中旬完成予定!

三増公園陸上競技場 天然芝グラウンド

町と株式会社スポーツクラブ相模原との協定に基づき、同社の全額費用負担により行われている三増公園陸上競技場グラウンドの改修工事が、今月中旬に完了する予定です。

整備後の芝グラウンドは、同社が費用を負担し維持管理を行うことで年間を通して利用可能となり、引き続き町民皆さんのスポーツの場として活用していただくとともに、SC相模原のトレーニング拠点となります。

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3633

町ホームページ
「株式会社スポーツクラブ相模原と
三増公園天然芝改修工事及び
利活用に関する協定を締結」



天然芝に張り替えられた芝グラウンド

SC相模原主催 町民など1,000人無料招待!
来場者全員に限定Tシャツプレゼント!

愛川町三増公園陸上競技場グラウンド リニューアル記念マッチ

SC相模原 vs アスルクラロ沼津
開催日 7月26日(日) 午後4時~6時

リニューアルされた三増公園陸上競技場の美しい天然芝の上で、選手たちが躍動し、サポーターの皆さんが熱狂するプレシーズンマッチを開催します。迫力ある試合を間近で観戦できる貴重な機会です。ぜひご来場ください。



●申し込み

対象は町内在住または在勤・在学の方です。
7月19日(日)までに右の二次元
コードから申し込んでください。



記念マッチ特設ページ▶

国民年金保険料 免除・納付猶予申請のお知らせ

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379



町ホームページ
「納付が困難な時は」

国民年金第1号被保険者(厚生年金などの被保険者またはその方に扶養されている配偶者以外の方)で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予が承認される制度があります。申請方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください。国保年金課へお問い合わせください。

申請は原則として毎年度必要です

令和7年度(令和7年7月から令和8年6月までの間)に免除・猶予が承認された方でも、令和8年度(令和8年7月から令和9年6月までの間)も引き続き承認を希望する場合は、申請が必要になります。

申請時点の2年1カ月前まで さかのぼって申請ができます

申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができますので、過去2年間に保険料の未納がある方は、申請をしてください。申請が遅れ未納のままにしておくと、将来年金が受給できなくなることもありますので、早めに申請をお願いします。

申請が必要な方

- 令和8年度に新規に承認を受けたい方
- 納付猶予承認中に50歳になった方
(平成28年6月以前は、30歳未満の期間が対象)
- 令和7年度に承認され、次に該当する方
 - 令和8年度以降の継続審査を希望しなかったが、引き続き承認を受けたい
 - 一部納付を承認された
 - 失業など特例により承認された

申請できない方

- 国民年金任意加入被保険者の方
- 学生の方(学生納付特例制度をご利用ください)

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 来庁する方の身分証明書
(写真がない場合は資格確認書などが2点以上必要です)



- 失業などを理由とする場合は、次のいずれか
 - 雇用保険被保険者離職票
 - 雇用保険受給資格者証
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
 - 辞令(公務員だった方)
 - 退職証明書および町民税・県民税税額変更通知書
(特別徴収から普通徴収に切り替わった証明)
- 免除を希望する方と来庁する方の世帯が違う場合は委任状

町の公用車に掲載する広告を募集します

問 管財契約課 管財班 ☎(内線)3263

町では、公有財産の有効活用を目的として、町の公用車に掲載する広告を募集します。公用車は町内外のさまざまな道路を走行しており、「動く広告媒体」として高い宣伝効果が期待できます。企業や団体のPR手段の一つとして、公用車への広告掲載をぜひご活用ください。



町ホームページ
「町公用車に掲載する広告を募集します」



●掲載期間 10月1日(木)から1年間

●広告掲載料

1台あたり年額12,000円
(広告作成費用は広告主負担)

●車両台数 25台

●注意事項

風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

●掲載場所 広告主が作成する広告マグネットシール(最大でA2サイズ)を、車両の左右側面に貼り付けます。

●申し込み方法

7月31日(金)までに申込書を管財契約課へ(郵送の場合は必着)。応募多数の場合は抽選となります。

審議会などの委員を募集します

町ホームページ
「審議会などの委員を募集します」



町民参加推進会議の委員

愛川町自治基本条例に基づく町民参加による自治運営が適切に行われているか調査・協議する町民参加推進会議の委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

●応募資格 次の要件を全て満たす方

- ・町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日中の会議に出席できる方
- ・他の審議会などの公募委員でない方
- ・町職員および町議会議員でない方

●任期 10月1日(木)～令和10年9月30日(土)

●報酬 会議1回につき8,000円

●募集人数 2人

問 デジタル・協働推進課 協働推進班

☎(内線)3243 FAX 046(286)5021

✉ kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp

●会議の回数 年1回程度

●応募方法

7月31日(金)までに申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファクス、メールでデジタル・協働推進課へ

●申込書の配布場所

- ・役場1階町政情報コーナーおよびデジタル・協働推進課
- ・文化会館 ・ラビンプラザ ・レディースプラザ
- ・町ホームページ

子ども・子育て会議の委員

子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、調査・審議する子ども・子育て会議の委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

●応募資格 次の要件を全て満たす方

- ・町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日中の会議に出席できる方
- ・他の審議会などの公募委員でない方
- ・町職員および町議会議員でない方

●任期 令和9年3月31日(水)まで

●報酬 会議1回につき8,000円

●募集人数 1人

問 子育て支援課 子ども福祉班

☎(内線)3363

FAX 046(285)6010

✉ kosodate-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

●会議の回数 年2回程度

●応募方法

7月31日(金)までに申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファクス、メールで子育て支援課へ

●申込書の配布場所

- ・役場1階町政情報コーナーおよび子育て支援課
- ・文化会館 ・ラビンプラザ ・レディースプラザ
- ・町ホームページ

町の助成制度

スポーツ・文化全国大会等出場奨励金を交付します

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

町ホームページ
「(スポーツ・文化芸能)全国大会等
出場奨励金を交付します」

町民皆さんのスポーツ・文化の振興を図るため、全国大会や国際大会に出場する個人や団体に出場経費の一部を助成しています。

なお、助成は同一個人・団体に対して全国大会、国際大会それぞれ年1回となります。

●対象 町内在住の個人または町内に所在する団体。ただし、団体に所属する出場者は町内在住の方のみ対象となります。

●申請方法 申請書に、大会要項や大会派遣依頼書など出場が証明できるものと、予選会の要項および結果の分かる資料を添付し、大会のおおむね3週間前までに提出してください。



町営住宅の入居者を募集しています

募集戸数は、川北住宅1戸、田代住宅1号棟2戸、田代住宅2号棟3戸の計6戸です。

問 都市施設課 建築・公園緑地班
☎(内線)3448

入居資格など、詳しくは募集のしおりをご覧ください。

●入居を募集する住宅

住宅名	所在地	構造	戸数	間取り	概算家賃
川北住宅 (単身世帯入居可能)	半原5812番地	中層耐火3階建	1	1DK	月額13,100円～
田代住宅1号棟 (単身世帯入居可能)	田代733番地	低層耐火2階建	2	2DK	月額24,800円～
田代住宅2号棟 (単身世帯入居可能)	田代733番地	低層耐火2階建	3	2DK	月額25,200円～

常時募集している住宅も別にあります

●入居指定日 9月9日(水)～9月18日(金)
(期間内の鍵を渡した日からとなります)

●募集のしおりの配布場所

7月1日(水)～15日(水)に、都市施設課(土曜、日曜を除く)、
ラビンプラザ・レディースプラザで配布します。

●申し込み方法

7月8日(水)～15日(水)に、申込書を
都市施設課へ

●注意事項

- 家賃は、間取りや建築年数、収入などによって異なります。
- 全戸、網戸およびガスコンロなどの設置は入居者負担となります。
- 家族向けの住宅に、単身世帯の方は申し込みできません。
- 町営住宅入居の際には、自治会への加入をお願いします。



水道メーターの取り替え工事を行います

計量法の規定に基づき、有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を、町が委託した給水装置工事事業者が実施します。
工事事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。問 水道事業所 工務班
☎(内線)3483●工事期間 7月下旬～令和9年3月上旬
世帯ごとの工事予定日は、事前に
工事事業者からチラシでお知らせします。●工事費用 水道メーターの取り替え工事は無料です。
ただし、水道メーターから宅内側で漏水などの修理箇所が発見された場合、その工事費用はお客様の負担となります。

漏水の修繕は町の指定工事事業者で

水道メーターから宅内側の漏水修繕は、お客様のご負担で、町の指定を受けた工事事業者に依頼していただく必要があります。町ホームページで指定工事事業者が確認してください。

町ホームページ
「水道の工事について
(指定給水工事店
一覧表)」

指定工事事業者で修繕をすると、漏水分の水道料金の一部を減額できる場合があります。修繕が終わりましたら、水道事業所へ報告するよう、業者にお伝えください。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です



問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352

「第76回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、社会を明るくする運動推進委員会が中心となり、啓発キャンペーンなどを通じて犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けています。

この運動が目指すこと

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること



第76回 社会を明るくする運動ポスター

夏の交通事故防止運動

問 デジタル・協働推進課 交通防犯班 ☎(内線)3245

7月11日(土)～20日(月)

親を見て 子どもも止まる 赤信号

夏の時季はレジャーなどによる過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故の多発が懸念されます。一人一人が交通安全について考え、ルールの遵守とマナーの向上に取り組み、交通事故防止の徹底を図りましょう。

運動の重点

- 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 二輪車などの交通事故防止
- 高齢者や子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 飲酒運転の根絶

●安全運転のチェックポイント

- レジャーや帰省などの長距離運転で疲れたときは、途中で休憩しましょう
- 過労運転にならないよう、無理のない計画を立てましょう
- 運転するときは、スピードの出しすぎに注意しましょう
- 夕暮れ時は早めのライトの点灯を心掛けましょう
- 運転中の「ながらスマホ」は絶対にやめましょう



令和8年 夏の交通事故防止運動ポスター

●高速道路安全運転5則

- 安全速度を守る
- 十分な車間距離をとる
- 割り込みをしない
- わき見運転をしない
- 路肩を走行しない

●飲酒運転は絶対にやめましょう

- お酒を飲んだら運転はしない
- 運転する人にはお酒を飲ませない
- お酒を飲んだ人には運転をさせない

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキング・パーミット制度)

区画の適正利用にご理解を

問 障がい者・難病患者 福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線)3355
要介護高齢者など 高齢介護課 長寿いきがい班 ☎(内線)3338
妊産婦 健康推進課 母子保健班 ☎(内線)3342

町ホームページ
「かながわ障害者等用
駐車区画利用証制度
(パーキング・パーミット制度)」



町では、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など、移動に配慮が必要な方が安心して生活できる環境づくりを進めるため、公共施設に「障害者等用駐車区画」を設置しています。

移動に配慮が必要な方の中には、車いすを利用している方だけでなく、内部障がいや難病、妊娠中など、外見からは分かりにくい事情を抱えている方もいます。こうした方々への理解を深め、区画を必要とする方が利用できるよう、皆さんのご協力をお願いします。

町では、県と共同で「かながわ障害者等用駐車区画利用証」を交付し、区画の適正利用を推進しています。利用証の交付には要件があり、町役場の担当課のほか、県への電子申請や郵送で申請できます。



利用証(無期限)



利用証(有期限)